www. o-souzoku. ne t

## その日は 平成26年9月号 やってくる

## 司法書士藤井真司事務所

₹810-0072

福岡市中央区長浜2丁目5番港ビル203号

TEL: 092-713-4900

司法書士 : 藤井 真司

今年は、雨の多い夏で、それも長く激しく降りました。気象台より出る警報や注意報は皆さん良くご存知でしょうが、それより上の特別警報というのが、台風と大雨で出た次第です。広島では局所的な大雨で大規模な土砂災害が発生し、たくさんの方が亡くなられました。長雨による日照不足で野菜などの値段が上がっています。9月になって雨は少なくなる予報ですが、地盤が緩んでいるので、ここしばらくは気が抜けない日が続きそうです。それに、秋は台風がやってくる季節でもあります。気温や降水量等をみると、気象が荒れているようで、高低差が激しいようです。季節の変わり目でもありますので、体調管理に気をつけましょう。

## 私は誰の子・・・思い込みの悲劇・・・

5

今日の相談者は、渡辺幸雄さん(仮名・55歳)です。幸雄さんの父昇さん(仮名・享年80歳)が3か月前に他界されたということで、その相続の件で来所されました。幸雄さんからお話を伺う限り、相続人は配偶者の美由紀さん(仮名・78歳)と長男幸雄さんの二人とのことでした。遺言書もないとのことなので、相続人の間で遺産分割の協議をしてもらうことで、不動産の名義変更をすることとし、必要な戸籍等は幸雄さんが揃えるとして、その日はお引き取り頂きました。しばらくして、幸雄さんより取得した戸籍等の書類が届いたので、それをチェックしていたところ、ちょっとした違和感を覚えました。それは、幸雄さんの父の欄が空白だったのです。最初の打合せの時ははっきりと父親と言われていたので、てっきり役所の記載漏れかと思ったほどでしたが、とりあえず本人に確認しようと考え、すぐに幸雄さんに電話をしました。すると、幸雄さんは美由紀さんの連れ子で父親は分からないとのこと、幸雄さんを出産後すぐに昇さんと結婚し、幸雄さんは幼いころから一緒に暮らしていたので当然父親になると思い込んでいたようです。しかし、幸雄さんと昇さんとの間には養子縁組がされていなかったので、法律上の親子関係が成立していません。残酷なようですが、長い間一緒に暮らしていた人が法律的には他人だったということを幸雄さんに伝えると大変びっくりされていました。

そこで、さらに戸籍を調べると、昇さんの相続人は結局、配偶者である美由紀さんと昇さんの兄弟姉妹が相続人であることが分かりました。その相続人全員で遺産分割をして美由紀さんが相続すれば、美由紀さんの子供は幸雄さんだけですので、美由紀さんの亡き後は幸雄さんが相続できると説明し、昇さんの兄弟姉妹全員に署名捺印をもらう必要があることを幸雄さんに伝えました。昇さんの兄弟姉妹を探すと、もう亡くなっている人もいて、その子供まで含めて総勢20名以上いらっしゃいました。その中には行方不明の方も含まれるとのことです。

それから、幸雄さんから私への連絡はありません。相続人全員が欠けることなく了承して頂く必要があるので 非常に難しい手続きでもあります。自宅の敷地の話であったので、このまま放っておくわけにはならないと思い ますが、その後がとても気がかりです。

この場合、もし、昇さんが遺言書を作成していれば、しかも公正証書による遺言をすれば、その時に幸雄さんと養子縁組をしていないことが分かるし、そのままでも幸雄さんにきちんと遺贈することで、自宅の土地をスムーズに承継できたことでしょう。複雑な家族関係の方は、今一度ご自身の戸籍を見てみることをお勧めします。



遺留分ってなぁに?

遺留分は認められません。

特定の相続人に対して最低限度に保証されている、一定割合の遺産のことをいいます。 遺留分は、法定相続人のうち配偶者、子、孫、親、祖父母に限定されます。 したがって遺産相続とは異なり、兄弟姉妹には